工事[illegible]図　令[illegible]日（全

特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 建物概要

建物名称	構造	階	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	施設の分類	備考
		階建（地下[illegible]　塔屋　階）				新築又は改修
		[illegible]階　塔屋　階）				
		[illegible]階　塔屋　階）				

（（注）延[illegible]建築基準法による表記 ）

3. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 工事種目	工事	種			別	
						[illegible]外
○ 電灯設備	一式					
○ 動力設備	一式					
○ 電気自動車用充電設備	一式					
○ 電熱設備						
○ 雷保護設備						
○ 受変電設備	一式					
○ 電力貯蔵設備	一式					
○ 発電設備	一式					
○ 構内情報[illegible]網設備	一式					
○ 構内交[illegible]	一式					
○ 情報表[illegible]	一式					
○ 映像・[illegible]設[illegible]						
○ 拡声設[illegible]	[illegible]式					
○ 誘導支[illegible]備	[illegible]式					
○ テレビ共[illegible]受信設備	[illegible]式					
[illegible] 監視カメ[illegible]設備						
[illegible]車場管[illegible]備						
○ [illegible]管理設備	一[illegible]					
○ 火災[illegible]	一式					
○ 中央監視[illegible]設備	一式					
○ 構内配電線路						一式
[illegible] 構内通信線路						一式
[illegible]テレビ電波障害防除設備						[illegible]式
○						
○						

4. 指定部分　○ 無　○ 有（対象部分　　　　　　　　　　　　　　　）
指定部分工期　　　[illegible]月　　日

5. 改修内容

Ⅱ. [illegible]

1. [illegible]通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いた[illegible]を適用する。

○「公共建[illegible]準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という。）

○「[illegible]改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）
[illegible]標準仕様書の中でいう標準仕様書は、令和4年度版（電気設備工事編）とする。）

[illegible]公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下「標準図」という。）

[illegible]機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。[illegible]お、機械設備工事の特記[illegible]書は（　　／　　）図、建築工事の特記仕様書は（　　／　　）図による。

2. 特記[illegible]
項目及[illegible]事項[illegible]の付いたものを適用する。

項[illegible]	特記事[illegible]

○ 適[illegible]

（1）建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の[illegible]には次の条件を用いる。
○ 風圧力
風速（Vo=　　m/s）
地表面粗度区分（○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ）
○ 積雪荷重
建設省告示第1455号における区域　別表（　　　　）

（2）塩害地域
[illegible]一般地域　○ 重耐塩地域　○ 耐塩地域

○ 環境への配慮

（1）本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関[illegible]法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針[illegible]12月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たす[illegible]とする。

（2）[illegible]部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共[illegible]、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて[illegible]材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分[illegible]料を使用する。
② [illegible]塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少な[illegible]を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エ[illegible]キシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材[illegible]用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類[illegible]ルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が[illegible]ない材料を使用したものとする。

項目	特[illegible]項

（3）設計図書に規定する「ホルムアルデ[illegible]放[illegible]区分において、「規[illegible]外」とは次の①又は②に該当する材料を指し[illegible]区分[illegible]とは次の③又は[illegible]する材料を指す[illegible]
① [illegible]令第20条の７第[illegible]定める第一種[illegible]及び第三種ホ[illegible]デヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の７第４[illegible]定によ[illegible]定を受けた[illegible]
③ 建築基準法施行令第20条の７第１項[illegible]ホルムアル[illegible]散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の７第３項[illegible]り国土交通大臣の[illegible]けた材料

○ 機材の品質等

（[illegible]工事に使用する機材[illegible]設計図書に定[illegible]品質及び性能の他、通常有すべき品質及[illegible]

（2）[illegible]載された[illegible]等は、[illegible]から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承[illegible]ける。[illegible]し、次の①から⑥すべての事項を評価されたことを示す外部機関が発行[illegible]書面を[illegible]し、監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略[illegible]とができる。
① 品質及び性能に関する[illegible]タを整備していること。
② 生産施設及び品[illegible]適切に行っていること。
③ 安定[illegible]あること。
④ 法令等[illegible]る許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材等
○LED照明器具（一般屋内用に限る）
○照明制御装置
○可変速運転用インバーター装置
○分電盤
○制御盤
○キュービクル式配電盤
○高圧スイッチギヤ（CW）
○高圧スイッチギヤ（P[illegible]
○高圧交流遮断器[illegible]
○高圧進相コ[illegible]
○高圧限流ヒュ[illegible]
[illegible]負荷開閉器
[illegible]変圧器（特定[illegible]
[illegible]停電電源装置
[illegible]太[illegible]電装置（パワ[illegible]デ[illegible]及び系統連系保護装置）
[illegible]監視[illegible]装置
[illegible]中央監[illegible]（監視制御装[illegible]

注[illegible]JIS C 62771-20[illegible]高圧スイッチギヤ（図●～●）を含む。
JIS C 62771-200[illegible]る高圧スイッチギヤの製造業者等は、上記(2)①～⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。
ただし、JEM1425による高圧スイッチギヤ(CW)/(PW)【*を付した機材名を記載】について上記(2)①～⑥すべての事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、「①品質及び性能に関する試験データを整備していること。」を除き、証明となる資料等の提出を省略することができる。

○ 電源周波[illegible]

○ 50Hz　○ 60Hz

○ 電気工事士

最大電力が500［kW］以上の場合におい[illegible]により[illegible]うものとする。

○ 工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。
構内につくることが[illegible]○できる[illegible]ない

○ 足場その他

○ 別契約の関係[illegible]置したものは[illegible]使用できる。
○ 本工事で設置[illegible]
「手すり先行工[illegible]関[illegible]イドライン」[illegible]設置に当たっては、同ガイ[illegible]の別紙１「手す[illegible]行工[illegible]る足場の組立[illegible]作業に関する基準」における2の(1)[illegible]すり据置き方式又は[illegible]手すり[illegible]用足場方式に[illegible]う。
[illegible]部足場（ ○ [illegible]種 ○ [illegible]　○ 外部足[illegible]○　種 ○　種 ）

○ 建設発生土の処理

[illegible]埋め[illegible]の建設[illegible]土は、監督[illegible]が指示する構[illegible]きならしとする。
現場説明[illegible]

○ [illegible]

（1）設備機器の[illegible]定は、施設の分類[illegible]機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

[illegible]計用水平地震力
[illegible]の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
[illegible]お、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

機器種別		特定の施設		一般[illegible]	
		重要機器	[illegible]	重要機器	[illegible]器
上層階 屋上 及び塔屋	機器	2.0	[illegible]	1.5	[illegible]
	防振支持の機器	[illegible]	2.[illegible]	2.0	[illegible]
	水槽類	[illegible]	1.5	1.5	[illegible]
中間階	機器	[illegible]	1.0	1.0	[illegible]6
	防振支持の機器	[illegible]	1.5	[illegible]5	1.0
	水槽類	[illegible]5	1.0	[illegible]	0.6
地階[illegible]	機器	[illegible]0	[illegible]0.6	[illegible]	0.4
	[illegible]支持の機器	[illegible]0	[illegible]0	[illegible]	0.6
	[illegible]類	[illegible]5	[illegible]	1.[illegible]	0.6

・上層階[illegible]6階建[illegible]は最上[illegible]7～9階建の[illegible]上層2階、10[illegible]建の場合は上層3階、[illegible]上の場[illegible]4[illegible]する。
・中間階とは[illegible]1階を除く[illegible]階に該当しな[illegible]
・水槽類には燃[illegible]タンクを含む[illegible]
・重要機器は次の[illegible]示す。
○配電盤　○発電装置（防災電源用）　○直流電源装置
[illegible]交流無停電電源装[illegible]　○交換装置　○自動火災報知受信機
[illegible]監視装置　[illegible]通信総合盤　○

[illegible]震力
設計用水[illegible]の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

（2）横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

項	特記事項

○ 配管本数、管路等[illegible]

分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管配線経路、[illegible]線太さ、配線本数及び管[illegible]図面と相違しても差し支えない。ただし、相違する場[illegible]員の承諾を受ける。

○ 金属製電線管の仕上げ

露出配管の仕上げは次による。
屋外
○ 厚鋼電線管は、溶融亜鉛[illegible]仕上げ付着量300g/[illegible]のものと[illegible]
○ 塗装あり（場所[illegible]
屋内
○ 塗装なし
○ 塗装あり[illegible]所：　　　　　　　　）

○ 非常用照明装置の照度測定箇所数

測定数　　箇[illegible]測定し監督職員[illegible]る。

○ 電流値等の計測

下記の電流値等を計測し、報告書を監督職員に提出[illegible]
計測箇所（○ 図示による。　　　　　　　　　　）
計測項目（○ 電流値（記録間隔1分毎　○ 照度[illegible]　　）
計測日数（通常使用状態の電流値：改修着手[illegible]間、改修後　5日間　　）
照度測定箇所数（改修前及び改修後の[illegible]　箇所以上　　）
備考
（1）計測機器及び計測装置[illegible]詳細は監督職員との協議による。
（2）報告書には、測定装置（もしくはソフトウェア）の換算機能により算出された電力（瞬時値）及び電力量（積算値30分単位）も記録すること。
（3）照度測定は作業面照度（床上0.8m）とし、測定方法はJIS C 7612による。

○ 盤類等の色彩計画

事務室等に設けるＯＡ盤、分電盤、端子盤の鋼板製キャビネット等及び意匠[illegible]する必要のある機器の色彩計画を監督職員に提出するものとする。

○ フラッシュ[illegible]

フラッシュプレートは図面に特記なき場合
○ 金属製（ステンレス、新金属を含む）　○ 樹脂製（　　　　[illegible]とする。

[illegible]仕上区分

（ ）書きの室名は直天井の室を示し[illegible]は二重天井の室を示す。

○ インバータ装置の規約効率

三相可変速運転用インバータ装置[illegible]約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力[kW]		0.[illegible]	[illegible]5	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	[illegible]	22	30
規約効率[%]	定格電圧 200[V]	86.[illegible]	[illegible]	92.0	93.0	[illegible]	[illegible]	[illegible]	94.5	95.[illegible]	[illegible]5	95.5	95.5
	定格電圧 400[V]	87.0	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]0	95.0	[illegible]	96.5	96.5

電動機出力[kW]		37	45	55	75
規約効率[%]	定格電圧 200[V]	95.5	95.5	95.5	95.5
	定格電圧 400[V]	96.5	96.5	96.5	96.5

【備考】(1)規約効率は、JEM-TR 245 「汎用インバータの規約効率[illegible]り算出した値とする。
(2)0.4kWの規約効率は、JIS C 4212 「高効率低圧三[illegible]誘導電動機」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値と[illegible]
(3)0.75kWの規約効率は、JIS C 4213 「低[illegible]相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

[illegible]機器取付高[illegible]

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載がない場合は、表－１「機器標準取付高さ」による。

○ [illegible]

図面に記載がない場合は、表－２「接地極一覧表」による。

○ 他工[illegible]他工種との取り合[illegible]

[illegible]記載がない場合は、工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議[illegible]る。

○ 施工調査

事前調査（ ○ 本工事　○ 別途　　　　　　　　　　　）
調査項目（ ○ 既存資料調査　○ 石綿事前調査（貸与資料[illegible]○無）　○　　　　　）
調査範囲（ ○ 図示　○　　　　　　　　　　　）
調査方法（ ○ 図示　○　　　　　　　　　　　）
○はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋[illegible]を行い、監[illegible]行うこと。

○ 既存躯体への穿孔

穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる附属装置等を用いて施工する。

○ ケーブルの種類

[illegible]圧架橋ポリエチレンケーブルは、JCS 4395 「6600V 架橋ポリエチレンケーブル[illegible]出型）」によるものとする。

[illegible]称（図示記号）	種類
6kV EM-CE	6600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（6600V CE/F(EE)）
6kV EM-CET	6600V トリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（6600V CET/F(EE)）

○ 仮設設備工事

仮[illegible]（ ○ 受変電　　　　　　　　）
（ ○ 発電　　　　　　　　）
[illegible]設備期間（ ○ 図示　　　　　　　　）

○ 監視・制御システムのサイバーセキュリティ

[illegible]部ネットワークと接続する[illegible]御システム
[illegible]り（対象設備　　　　　　　）

外部[illegible]ークと接続する箇所の不正アクセス防止対策
○ フ[illegible]イアウォール　○ 総合脅威管理（UTM）

盤・キャビネットの錠の鍵
○ 製造者の標準鍵
○ 鍵の指定あり
対策機器（ ○分電盤　○制御盤　○キュービクル　○端子盤
○通信キャビネット　○　　　　　　　）

[illegible]機[illegible]準取付高さ

	[illegible]称	測点	[illegible]取付高［mm］		名称	測点	[illegible]［mm］
電力共通	積算[illegible]	[illegible]窓中心	1,800～2,000	時計	壁掛形親時計	床上～中心	[illegible]500
	引込開閉器（低圧）	[illegible]中心	1,800～2,200		子時計	〃	[illegible]天井高)×0.9
	分電盤	床上～中心	1,500	拡声	壁掛形スピーカ	〃	(天井高)×0.9
					壁付アッテネータ	〃	1,300
電灯	スイッチ	床上～中心	1,300				
	[illegible]（バリアフリートイレ）	〃	1,100	出退・マル[illegible]ン	情報・出退表示盤	床上～中心	[illegible]
	[illegible]ンセント（一般）	〃	300		壁付[illegible]	〃	[illegible]
	〃（和室）	〃	150		ベル、[illegible]、チャイム	〃	[illegible]00
	〃（台上）	台上～中心	150～200		壁付押し[illegible]（一般）	〃	[illegible]
	〃（車椅子用）	床上～中心	900				
	ブラケット（一般）	〃	2,1[illegible]				
	〃（踊場）	〃	[illegible]2,500				
	〃（鏡上）	鏡上端～中[illegible]	150				
				誘導支援	外[illegible]用インターホ[illegible]	「標準図」による	
					壁[illegible]ターホン(上記以[illegible]	床上～中心	[illegible]0
					[illegible]タン(バリアフリートイ[illegible]	〃	(400)
動力	壁掛形制御盤	[illegible]中心	[illegible]				
	開閉器箱		(上端1,[illegible]	テレビ共同[illegible]	機器収容箱（室内）	[illegible]端	200
					テレビ端子(一般)	[illegible]上～中心	300
	[illegible]用スイッチ	[illegible]	1,3[illegible]		〃（和室）	〃	150
雷保護	[illegible]験用[illegible]子箱	床上～下[illegible]	800				
				自動火災報知	[illegible]信機・副受信機・連動制御器	床上～操作部	800～1,500
					機器収容箱	〃	800～1,500
受変電	接地[illegible]	[illegible]、床上～中心	[illegible]0		発信機	床上～中心	800～1,500
					警報ベル	〃	(天井高)×0.9
					表示灯	〃	(天井高)×0.8
					ガス検知器（都市ガス用）	天井面～中心	天井面－300 (盤付けの場合)
	給油ボック[illegible]掛形）	地上～注油口	1,000				
					液化石油ガス検知器	床[illegible]端	300
構内交換		床上～中心	1,500 (上端1,900以下)				
	集合[illegible]器箱	天井下～上端	200				
	壁付電話機（一般）	床上～中心	1,300	屋外	接地[illegible]	[illegible]上～中心	600

（備考）(天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,[illegible]～3,000mmの[illegible]適用する。
注）　天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さ[illegible]使用に支障[illegible]場合は、監督職員[illegible]議する。
呼出ボタン（バリアフリートイレ）の取付け[illegible]は床に転倒[illegible]を考慮した高[illegible]す。

表－２　接地極一覧表

接地の種類	記号	接地[illegible]値	[illegible]の規格・数量
○ 共用接地	[illegible]	10[illegible]下	[illegible]14, L=1,500 [illegible]=40, L=1,200)×3連－　組
○ 共用接地	E[illegible]	10[illegible]下	EB[illegible] L=1,500 又[illegible]0, L=1,200)×3連－　組
○ A種	E_A	10[illegible]下	EB([illegible]=1,500 又は[illegible] L=1,200)×3連－　組
○ B種		[illegible]下	EB(D=[illegible]1,500 又は [illegible]=1,200)×3連－　組
[illegible] C種		[illegible]	EB(D=14,[illegible]500 又は W=[illegible] L=1,200)×3連－　組
[illegible]種	E[illegible]	10[illegible]	EB(D=10, [illegible]00 又は W=30, L=900)×1
○[illegible]	E_L[illegible]	[illegible]Ω以下	EB(D=14, L[illegible] 又は W=40, L=1,200)×3連－　組
○ 漏[illegible]回路用	E_D[illegible]	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000 又は W=30, L=900)×1
○ 高圧[illegible]	E_{LA}	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連－　組
○ 交換装置[illegible]	E_t	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連－　組
○ 通信用（10[illegible]	E_{At}	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連－　組
[illegible] 通信用[illegible]	[illegible]t	[illegible]00Ω以下	EB(D=10, L=1,000 又は W=30, L=900)×1
[illegible]の保安器		100Ω以下	EB(D=10, L=1,000 又は W=30, L=900)×1
[illegible]用	E[illegible]		EB(D=10, L=1,000 又は W=30, L=900)×1

工　事
設計図
電気設備工事特記仕様書　令和6年版